

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2003-233578(P2003-233578A)

【公開日】平成15年8月22日(2003.8.22)

【出願番号】特願2002-32357(P2002-32357)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/14

G 06 F 3/06

G 06 F 13/38

H 04 N 5/907

【F I】

G 06 F 13/14 3 1 0 D

G 06 F 3/06 3 0 1 A

G 06 F 13/38 3 5 0

H 04 N 5/907 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月6日(2004.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】記憶装置及び制御方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のポートを有する有線インターフェースと、

第2のポートを有する無線インターフェースとを有し、

前記第1のポートに接続された第1の外部装置がリムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、

前記第2のポートに接続された第2の外部装置が前記リムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする記憶装置。

【請求項2】

前記第1のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第1のポートは前記第1の外部装置と電気的に接続できない状態であり、前記第2のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第2のポートは前記第2の外部装置と接続できない状態であることを特徴とする請求項1に記載の記憶装置。

【請求項3】

前記有線インターフェースは、IEEE1394-1995規格、USB1.1規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とするものであることを特徴とする請求項1又は2に記載の記憶装置。

【請求項4】

前記無線インターフェースは、IEEE802.11a規格、IEEE802.11b規格、Bluetooth規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とする請求項1から3の何れかに記載の記憶装置。

【請求項5】

前記記憶装置は、デジタルビデオカメラであることを特徴とする請求項1から4の何れかに記載の記憶装置。

【請求項6】

第1のポートを有する有線インターフェースと、

第2のポートを有する無線インターフェースとを有する記憶装置の制御方法であって、

前記第1のポートに接続された第1の外部装置がリムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、

前記第2のポートに接続された第2の外部装置が前記リムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする制御方法。

【請求項7】

前記第1のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第1のポートは前記第1の外部装置と電気的に接続できない状態であり、前記第2のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第2のポートは前記第2の外部装置と接続できない状態であることを特徴とする請求項6に記載の制御方法。

【請求項8】

前記有線インターフェースは、IEEE1394-1995規格、USB1.1規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とするものであることを特徴とする請求項6又は7に記載の制御方法。

【請求項9】

前記無線インターフェースは、IEEE802.11a規格、IEEE802.11b規格、Bluetooth規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とする請求項6から8の何れかに記載の制御方法。

【請求項10】

前記記憶装置は、デジタルビデオカメラであることを特徴とする請求項6から9の何れかに記載の制御方法。

【請求項11】

第1のポートを有する有線インターフェースと、

第2のポートを有する無線インターフェースとを有し、

前記有線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、

前記無線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする記憶装置。

【請求項12】

前記第1のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第1のポートは前記第1の外部装置と電気的に接続できない状態であり、前記第2のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第2のポートは前記第2の外部装置と接続できない状態であることを特徴とする請求項11に記載の記憶装置。

【請求項13】

前記有線インターフェースは、IEEE1394-1995規格、USB1.1規格又はそれら拡張規格に準拠するものであることを特徴とするものであることを特徴とする請求項11又は12に記載の記憶装置。

【請求項14】

前記無線インターフェースは、IEEE802.11a規格、IEEE802.11b規格、Bluetooth規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とする請求項11から13の何れかに記載の記憶装置。

【請求項 15】

前記記憶装置は、デジタルビデオカメラであることを特徴とする請求項11から14の何れかに記載の記憶装置。

【請求項 16】

第1のポートを有する有線インターフェースと、

第2のポートを有する無線インターフェースとを有する記憶装置の制御方法であって、

前記有線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、

前記無線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする制御方法。

【請求項 17】

前記第1のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第1のポートは前記第1の外部装置と電気的に接続できない状態であり、前記第2のポートが前記ディセーブル状態である場合、前記第2のポートは前記第2の外部装置と接続できない状態であることを特徴とする請求項16に記載の制御方法。

【請求項 18】

前記有線インターフェースは、IEEE1394-1995規格、USB1.1規格又はそれら拡張規格に準拠するものであることを特徴とするものであることを特徴とする請求項16又は17に記載の制御方法。

【請求項 19】

前記無線インターフェースは、IEEE802.11a規格、IEEE802.11b規格、Blue tooth規格又はそれらの拡張規格に準拠するものであることを特徴とする請求項16から18の何れかに記載の制御方法。

【請求項 20】

前記記憶装置は、デジタルビデオカメラであることを特徴とする請求項16から19の何れかに記載の制御方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の制御方法の一つは、第1のポートを有する有線インターフェースと、第2のポートを有する無線インターフェースとを有する記憶装置の制御方法であって、前記第1のポートに接続された第1の外部装置がリムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、前記第2のポートに接続された第2の外部装置が前記リムーバブルメディアにアクセスしている場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の制御方法の一つは、第1のポートを有する有線インターフェースと、第2のポートを有する無線インターフェースとを有する記憶装置の制御方法であって、前記有線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第2のポートをディセーブル状態にし、前記無線インターフェースが所定のコマンドを受信した場合は、前記第1のポートをディセーブル状態にすることを特徴とする。